

請 願 文 書 表  
(令和5年第2回定例会)

請 願 第 5 号	令和5年6月1日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	政府に「再審法改正」を求める請願
紹 介 議 員	菅 野 文 男 議員 伊 原 忠 議員 飯 川 英 樹 議員
請 願 要 旨	<p><b>【請願理由】</b></p> <p>コロナ禍の下、市民の暮らしと健康・権利を守るために奮闘されている貴議会の皆様のご活躍に心から敬意を表します。</p> <p>私たちは日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と権利を守るボランティア団体「日本国民救援会」です。冤罪被害者を守り、「無実の人は無罪に！」と運動をしています。</p> <p>皆様もご存知のように今年3月13日、東京高裁は、静岡県清水市（当時）のみそ会社で1家4人が殺された強盗殺人・放火事件で、死刑判決を受けた87歳の袴田巖さん。皆様のご支援のおかげで、間違った裁判をやり直す再審開始決定が出され、検察が抗告を断念し確定しました。裁判所は、袴田さんの有罪の根拠となった証拠は「警察官が捏造した」と認めました。58年間もの間、無実の罪で死刑にされる恐怖に苦しんだ袴田さん。裁判から解放される無罪判決まであと少しです。</p> <p>残念なことですが、このように冤罪事件はたくさん発生しているのが現実です。今・現在も多くの冤罪被害者が無実の罪で長期にわたって身柄を拘束されています。</p> <p>判決が確定しまった冤罪被害者を救う唯一の術が「再審」ですが、日本の再審制度には問題点があり、「再審決定」が出されても検察の抗告（上訴）で裁判が引き延ばされるという事例が後を絶ちません。</p> <p>一度確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、基本的人権の尊重という立場から、できる限り救済の道を開くことが必要です。</p> <p>私たちは、弁護士会や多くの著名人と共に「再審法改正」を国会に求めています。「再審法」（刑事訴訟法の再審規定）の改正はこれまで国会でも取り上げられ、マスコミでも大きく報道され、法改正の機運は高まりつつありますが具</p>

請 願 文 書 表  
(令和5年第2回定例会)

体的な進展はありません。

以上のことから、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「再審法改定」を求める意見書提出を地方自治法99条の規定により関係機関に提出されるよう請願いたします。

請願項目

1. 再審のためのすべての証拠を開示させる規定を設ける

現行法では、すべての証拠を検察が握っていて、有罪方向への証拠しか出されません。すべての証拠開示を義務づける法律の規定が必要です。

2. 検察官の不服申し立ては禁止とする

何年も、時には何十年もの困難な運動を経て、新たな証拠を見つけ再審開始決定が出されても、検察官が不服申し立て（即時抗告や特別抗告）ができるため、再審開始が遅らされたり取り消されたりしています。再審とは無罪確定ではなく、改めて裁判をやり直すことです。

3. 再審における手続きを整備する

再審事件を審理する裁判所がどのような手続きで審理すべきかの規定がありません。裁判官によっては進行協議さえ行わず請求を棄却する場合もあり、各地の裁判所の審理がバラバラになっています。